

大井町事業所用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、町内に所有する建物に自家消費型スマートエネルギー設備を導入する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助対象設備（以下「対象設備」という。）は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に掲げる要件を満たし、かつ、未使用のものとする。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される事業所又は事務所において消費され、連係された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるシステムで、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力で、日本産業規格又はIEC等の国際規格に基づくものをいう。）の合計値が10キロワット以上のもの
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池 自家消費型太陽光発電システムで発電した電力を効果的に利用する蓄電池システムであり、リチウムイオン蓄電池を用いて、電気を蓄えておくことができるもの

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、町税等に滞納がなく、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、この要綱による交付を受けた者は、同一の設備について補助を受けることはできない。

- (1) 事業所として所有又は所有を予定している建物に対象設備を設置する事業者（現に町内に事業所を有し、又は第9条に規定する実績報告書を提出する日までに事業所を町内に新設する場合に限る。ただし、新設する場合は第6条に係る書類で確認できる所在地が町外にある場合でも対象となる。）
- (2) 賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けている店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建物等で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の所有でない場合は、書面による所有者からの設置許諾を受けている者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる対象設備の設置に係る経費とする。

- (1) 太陽光発電システム 設備の設置等に要する経費（太陽電池モジュール、架台、インバータ・保護装置）、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力販売用電力量計）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・据付、電気工事等を含む。）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池 機器本体、設備の設置等に要する経費（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・据付・電気工事等を含む。）

(補助金の額)

第5条 補助金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システムの補助金の額は、2万円に太陽電池モジュールの最大出力値（単位はkWとし、小数点以下第3位を切り捨てて算出する。）を乗じて得た額（1千円未満切捨て）とする。ただし、40万円を上限とする。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池の補助金の額は、5万円とする。

(補助金交付の申請)

第6条 申請者は、対象設備設置工事に着手する前又は対象設備付き建物を購入する前に、大井町事業所用スマートエネルギー設備導入費補助金交付（不交付）申請書(第1号様式)に別表1に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 町長は、前条に定める申請書を受理した場合はその内容を審査し、交付の決定について大井町事業所用スマートエネルギー設備導入費補助金交付（不交付）決定通知書(第2号様式)により、申請者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付けることができる。

(事業の変更等)

第8条 申請内容に変更が生じたときは、速やかに大井町事業所用スマートエネルギー設備導入費補助金計画変更承認申請書(第3号様式)に変更内容を証明する書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、計画の変更等を承認するときは、大井町事業所用スマートエネルギー設備導入費補助金計画変更承認通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 補助事業を中止する場合は、速やかに大井町事業所用スマートエネルギー設備導入費補助金中止承認申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、計画の変更等を承認するときは、大井町事業所用スマートエネルギー設備導入費補助金中止決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、対象設備の設置を完了した日から30日以内に、大井町事業所用スマートエネルギー設備導入費補助事業実績報告書(第7号様式)に別表2に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 町長は、前条に定める実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を確定し、その旨を大井町事業所用スマートエネルギー設備導入費補助金交付確定通知書(第8号様式)により申請者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、大井町事業所用スマートエネルギー設備導入費補助金交付請求書(第9号様式)を町長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第12条 申請者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 申請者は、設置の日から起算して5年を経過するまでは、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保（以下「処分」という。）にしてはならない。

3 申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する大井町事業所用スマートエネルギー設備導入費補助金処分承認申請書(第10号様式)を

町長に提出しなければならない。

- 4 町長は、前項に定める事項について必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

(決定の取り消し)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不適当と認められたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(稼働状況等の報告)

第15条 太陽光発電システムの補助金の交付を受けた者は、町長が、発生発電量、売電電力量、買電電力量等について報告を求めた場合は、協力しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、町長が、町が取り組んでいる太陽光発電等の再生可能エネルギーに関する調査等を行う場合は、協力をしなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

対象設備	申請時に必要な添付書類
太陽光発電システム	(1) システムの仕様書（カタログでも可。太陽電池モジュールの型式、最大出力値等が明記されているもの） (2) 対象設備に係る工事請負契約書の写し又は対象設備が設置される建物の売買契約書の写し（契約書に補助対象経費の内訳明細が記載されていない場合、見積書を添付） (3) システムの設置予定場所の現況のカラー写真 (4) 設置場所の地図 (5) 法人の場合は法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（それぞれ3か月以内に発行したもの）、個人事業主の場合は前年の確定申告書等の写し、個人事業税の納税証明書（3か月以内に発行したもの）又はその他の個人事業主であることが確認できる書類 (6) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書 (7) 申請者が賃貸借契約又は使用貸借契約により建築物を借り受けている場合は、当該所有者の補助対象設備を設置することに関する同意書 (8) その他町長が必要と認める書類
定置用リチウムイオン蓄電池	(1) 設備の仕様書（カタログ等でも可） (2) 設備の設置予定場所の現況のカラー写真 (3) 対象設備に係る工事請負契約書の写し又は対象設備が設置される建物の売買契約書の写し（契約書に補助対象経費の内訳明細が記載されていない場合、見積書を添付） (4) 太陽光発電と設備の接続が確認できる図面等 (5) 設置場所の地図 (6) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書 (7) 申請者が賃貸借契約又は使用貸借契約により建築物を借り受けている場合は、当該所有者の補助対象設備を設置することに関する同意書 (8) その他町長が必要と認める書類

別表2（第9条関係）

対象設備	実績報告時に必要な添付書類
太陽光発電システム	(1) システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し (2) システムの設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール設置枚数が確認できること） (3) 電力会社との電力受給契約の締結が確認できる書類 (4) その他町長が必要と認める書類
定置用リチウムイオン蓄電池	(1) 設備の設置状況を示すカラー写真 (2) 設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し (3) その他町長が必要と認める書類